

新篠津村学校情報機器（教育用タブレット端末等）整備事業仕様書

I 概要

1 目的

G I G Aスクール構想の実現に向けた村立小中学校児童生徒に一人一台のL T E通信端末の整備を行うため、当該業務の契約業者を選定する公募型のプロポーザル（企画提案）を実施するものである。

プロポーザル参加希望者は、G I G Aスクール構想の目的や公立学校情報機器整備費補助金（以下、「補助金」という。）等について、熟知の上、参加すること。

2 事業名

新篠津村学校情報機器（教育用タブレット端末等）整備事業
（以下、「整備事業」という。）

3 機器等納入期限

契約締結日から令和3年3月1日（月）まで

※納入期限にかかわらず、可能な限り早期の納入に努めること。

※新型コロナウイルス感染症の影響により、納入期限までに納入できない場合は別途協議を行う。

4 L T E通信回線等利用期間

令和3年3月1日から令和8年2月28日（60ヶ月）

※機器の早期納入が可能な場合は、提案により変更することができる。

※機器が納入され、L T E通信を開始する日から60ヶ月とする。

5 納入場所

村立小中学校（新篠津小学校及び新篠津中学校）

6 納入物件等（詳細仕様は別紙納入品一覧による）

（1）物品購入等

①タブレット端末 220台

※学校別・学年別等の内訳は別紙1参照

※搬入運搬費等を含む。

②タブレット端末周辺機器 220台分

キーボード、充電用ケーブル

③スタンド機能付き耐衝撃ケース 200台分

④ハンドル・スタンド機能付き耐衝撃ケース 20台分

- ⑤液晶保護フィルム 220台分
- ⑥初期設定費用（ソフトウェア等の設定、動作確認を含む）
- ⑦その他、初期投資として発生する費用
- (2) 利用するサービス等（物品納入後60ヶ月）
 - ①LTE通信回線（SIMカード）
 - ※ユニバーサルサービス料を含む。
 - ②端末補償
 - ③MDMによる端末管理
 - ④フィルタリングの設定管理
 - ⑤運用保守

7 見積金額等

- (1) 見積金額は、任意様式により提出すること。ただし、内訳書（別紙2の項目を明示した）を添付すること。
- (2) 支払いは、6の(1)に係る費用は納入後一括して支払うものとし、6の(2)の費用については毎月払いとする。（別紙2のとおり）

8 その他

- (1) 整備事業を受注したもの（以下「受注者」という。）は、新篠津村（以下「発注者」という。）の方針や意向を十分に理解し、関連する各分野における専門性の高い技術力を有する者を適宜配置し、整備事業に係る業務（以下「本業務」という。）にあたるとともに、良質かつ安定的な支援を契約期間中継続的に履行するものとする。
- (2) 端末保守費を含めること。
- (3) 納入物品に瑕疵等があった場合は、速やかに交換すること。
- (4) 機器の調達、納品、設定等すべての諸費用については受注者の負担とすること。
- (6) 契約締結後、速やかに「納入物件一覧表」を提出すること。
- (7) 搬入、搬出、機器設置等に当たっては、必要があれば養生等の対応を行うこと。発注者の設備等に損害を与えた場合には、受注者の負担において、修繕等の必要な措置を講ずること。
- (8) 受注者は、常に発注者の支援者としての立場に立ち、発注者の利益を守ることを最大の任務と捉え、発注者との高い信頼関係及び倫理性を以って本業務を履行するものとする。
- (9) 受注者は、本業務に係る関係法令等を遵守徹底すること。
- (10) 本仕様書は本業務の大要を示したものであり、本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、発注者と密接に連絡を取り、発注者受注者が協議の上決定すること。

(11) この仕様書による成果品の著作権は、発注者に帰属するものとする。

9. 機密保護・個人情報保護

- (1) 本業務の遂行上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。契約期間の終了後または解除後も同様とする。
- (2) 本業務の遂行の過程で得られた記録等は、発注者の許可無く第三者に閲覧、複写、貸与または、譲渡してはならない。
- (3) 本業務の遂行のために発注者が提供した資料及びデータ等は、本業務以外の目的に使用しないこと。これらの資料及びデータ等は、契約終了までに発注者に返却すること。

10. 瑕疵担保責任

本業務の契約期間中に、正当な理由無く、要求した仕様に達していないことが判明した場合には、発注者と協議の上、誠意をもって対応すること。

11. 完成図書等

完成図書は、紙及び電子媒体とし、次のとおりとする。

(1) 成果品の種類

- ・納入物件一覧表及び端末管理台帳 各3部
- ・端末詳細設定書
- ・通信料等契約内容概要書
- ・運用手順書（ハードウェア及び各種アプリ） 各3部

(2) 納品場所

新篠津村教育委員会

II 全体構成

1. 端末利用方法

(1) 教職員の利用方法

クラウド上にアクセスしデータを保存することができる学習支援ソフトを提案すること。保存したファイルは児童生徒が導入するタブレットにおいて閲覧ができ授業や各家庭でも活用できること。

(2) 児童生徒の利用方法

児童生徒がタブレット端末を利用し、それぞれに与えられた学習支援ソフトのID、パスワードで、学習支援ソフトにアクセスし利用可能なこと。

また、児童生徒が作成した成果物（ファイルデータ）は、各個人利用するIDごとに保存が可能なこと。

児童生徒がタブレット端末を利用しインターネット接続する際は、フィルタリングソフトで制限されていること。LTE接続時及びWi-Fi接続時同様とする。

2. 事業項目

整備事業の実施にあたり、以下の内容を実施すること。

(1) タブレット端末利用環境の整備

A. タブレット端末の調達

- ①タブレット端末は「I. 6. 納入物件等」に基づき調達をすること。
- ②端末はSIMカード及びケース、液晶保護フィルムの組付けが完了している状態で納品すること。
- ③納品時に不要となった梱包材及びゴミ等は持ち帰ること。

B. タブレット端末設定作業

①タブレット端末管理

- ・導入する児童生徒用タブレット端末のすべてをリモート管理ができるツールとすること。
- ・児童によるコンテンツ等の購入（無料で提供されているものも含む）の制限ができること。
- ・SNS等の利用を制限できること。
- ・児童が利用するアプリを端末ごとに制御できる機能を有すること。
- ・利用するブラウザに依存せずに利用可能なWebコンテンツフィルタリング対策を講じること。LTE接続時及びWi-Fi接続時にかかわらず常時対策が講じられていること。
- ・児童生徒にふさわしくないインターネットサイトを社会の状況に応じて容易に遮断し、柔軟に制限を変更できるセキュリティシステム（またはツール）を提供すること。
- ・タブレット端末の管理を円滑化する為に、教職員等と連携することを想定し、適切な管理者アカウントの作成および管理グループ（各学年ごとを想定）の作成を行うこと。
- ・児童生徒の学年更新等を管理グループ単位で一括して行えること。
- ・タブレット端末で利用する学習支援ソフト等を利用数ごとを一括で購入（無料の場合を含む）し、必要なタブレット端末へ、一括で遠隔配信することが可能なこと。また、納品以前に指定の学習支援ソフト等を予め配信しておくこと。

②タブレット端末設定

- ・教育委員会と協議、決定した日までに、導入先の学校等へ納入、各種設定、事前の動作確認を行い、タブレット端末等が利用できる状態に

すること。

- ・児童用タブレット端末の管理台帳を作成すること。
- ・児童用タブレット端末名や管理番号のラベルをタブレット端末に貼り付けること。
- ・アプリライセンスの詳細及びタブレット端末管理ツール（MDM）並びに各端末に適用される設定内容は、導入前に教育委員会及び各学校と協議し決定すること。また、管理グループごとの設定が可能であること。

C. タブレット端末管理ツールの設定と導入

教育委員会や教職員の負担を軽減するため、以下の要件を満たすタブレット端末管理ツール（以下「MDM」という。）を導入すること。

- ①遠隔ロック、遠隔データ消去ができること。
- ②システム管理者にて学年ごとにグループの作成、管理が可能であること。また、各管理者に個別に管理権限設定ができること。
- ③アプリの追加・削除の管理が行えること。
- ④アプリのアップデートを自動または容易に行える機能を有すること。

D. ネットワーク通信回線の提供

- ①ネットワーク通信回線は端末1台あたりの定額料金プランとする。
- ②通信方式は、3G/4Gの両方のバンドに対応している通信環境を提供すること。
- ③想定する学校内でのネットワーク回線利用可否についての机上評価を提示すること。
- ④整備事業で整備する端末が、学校内において通信回線が利用不能または不安定であることにより、端末の利用に支障が生じることがないよう運用開始前には基地局及び村内の電波状況の現地確認をLTEサービス提供事業者自ら行うこと。確認の結果、利用に支障が生じる場合は、状況を明らかにして電波改善策を講じること。
- ⑤屋内外運動場等の教室外の場所においても、授業に必要な端末数が利用できるネットワーク通信環境を提供すること。
- ⑥LTEデータ通信契約とし、月間データ使用量1台あたり3GB以上とすること。
- ⑦月間データ使用量を超えた場合の通信環境や使用量の追加方法等について提案すること。

(2) 授業支援アプリの提供

- ①ロイノート・スクール(株式会社L o i L o)について提案すること。

『とりあえずロイロ』キャンペーンの利用)

- ②無料アプリ等は指定するアプリをインストールすること。また、インストールしたすべてのアプリが使用できる環境を整えること。なお、アプリの種類については事業者決定後に協議を行うこと。
- ③アプリのインストールに係る作業については、アプリ入手の手続きに係る手数料を含め、初期設定費用に含めること。

(3) フィルタリングソフトの導入

- ①インターネットへの接続方法に関わらずフィルタリングされること。
- ②スケジュール機能を有し、時間帯別に通信可能先を制御できること。
- ③URLベースで接続制御ができること。
- ④外部プロキシを利用せず、端末にインストールしたソフトウェアがフィルタリングを判断できること。
- ⑤日本に限らず海外も含めてフィルタリングデータベースを有すること。
- ⑥ソフトウェアのインストールに係る作業については、ソフトウェア入手の手続きに係る手数料を含め、初期設定費用に含めること。

(4) タブレット端末導入後のサポート（補償・保守対応）

①補償・保守管理

- ・保守サービスの適用期間は、LTE通信回線利用期間と同じとする。
- ・保守実現方法については、物損、故障等における機器補償サービス等の内容及び期間などの詳細な保守条件を明記すること。
- ・故障や破損時の機器交換後に、導入当初の設定を簡易に行えるよう運用サポートを実施すること。
- ・保守サービスの利用状況について、月ごとの対応報告書を取りまとめ、教育委員会へ提出すること。
- ・上記を含む提供可能な保守サービス（保守対象や対応時間などの詳細項目）について提案すること。

②学校教員向けの研修の企画及び実施

- ・整備機器及び通信回線の利活用が最大化されるよう、学校教職員を対象とした研修会を複数回実施すること。（導入前研修は必ず行うこと。）
- ・Apple Teacher、教育情報化コーディネーター等有資格者の参加など利活用を推進する提案を行うこと。
- ・研修にあたっては、導入機器と同仕様のタブレット端末を用意するなど開催方法を工夫すること。
- ・研修会場は発注者が提供するが、印刷等の研修に必要な費用は全て本契約に含むこと。受注者は教材及び備品等を準備し講師（オンライン

- も可) を派遣すること。
- ・研修の具体的な実施対象、実施内容について提案すること。

【別紙1】タブレット端末等 学校別・学年別内訳

| 学校名 | 学年 | 台数 |
|---------|----|----|
| 新篠津小学校 | 1 | 26 |
| | 2 | 23 |
| | 3 | 20 |
| | 4 | 17 |
| | 5 | 18 |
| | 6 | 21 |
| 新篠津中学校 | 1 | 20 |
| | 2 | 32 |
| | 3 | 17 |
| 教師用・予備機 | | 26 |

【別紙 2】見積金額内訳書項目

・初期費用（物品購入等）

| 項目 | 単価 (税抜) | 数量 | 計 | 備考 |
|---------------------------------|------------|-------|---|----|
| 1 タブレット端末 (キーボード・充電用ケーブルを含む) | 円 | 220 台 | 円 | |
| 2 スタンド機能付き耐衝撃ケース | 円 | 200 台 | 円 | |
| 3 ハンドル・スタンド機能付き耐衝撃ケース | 円 | 20 台 | 円 | |
| 4 液晶保護フィルム | 円 | 220 台 | 円 | |
| 5 ・初期設定費用 ・その他経費 () | 円 | 220 台 | 円 | |
| 小 計 | | | | |
| 消費税相当額 | | | | |
| 合 計 | | | | ① |

・継続費用（LTE通信サービス等利用料・月額）

| 項目 | 月額単価 (税抜) | 数量 | 計 | 事業費 (税込) | 備考 |
|--|--------------|-------|---|-------------|----|
| 6 ・LTE通信基本料 ・端末補償サービス ・MDMサービス ・フィルタリングサービス ・運用保守サービス ・その他経費 () | 円 | 220 台 | 円 | 円 | ② |

・事業期間中の総事業費（提案価格）

| 項目 | 事業費 |
|----------------|-----|
| 7 初期費用（①） | 円 |
| 8 継続費用（②×60ヶ月） | 円 |
| 事業費総額（見積提案額） | 円 |

※7の上限額は14,520千円（税込）

※8の上限額は36,300千円(税込)

・参考費用

ア 端末ごとの紛失時等の臨時的費用

イ 端末ごとの契約データ容量を超過した場合の経費及びLTE通信の最大速度を保持するための経費

【別紙】納入品一覧

・購入物件

| 項目 | 仕様 |
|---------------------|---|
| タブレット端末 | |
| OS | i P a d O S |
| ストレージ | 32GB以上 |
| 画面 | 10.2～12.9インチ |
| 無線 | IEEE 802.11a/b/g/n/ac 以上 |
| L T E通信 | 本体内蔵で利用できること |
| カメラ機能 | インカメラ・アウトカメラ |
| 音声接続端子 | マイク・ヘッドフォン端子×1以上 |
| 外部接続端子 | Lightning コネクタ |
| バッテリー | 8時間以上 |
| 重さ | 1.5kg 未満 |
| 周辺機器等 | |
| キーボード | MS-IOSLKBBK（同等品） <ul style="list-style-type: none"> ・導入端末に対応していること。 ・タブレット端末本体へLightning コネクタに接続する有線キーボードであること。 ・JIS 配列キーボードであること。 ・電池や充電が不要であること。 |
| 充電用ケーブル | |
| スタンド機能付き耐衝撃ケース | MS-IP7GEV01BL（同等品）200台 <ul style="list-style-type: none"> ・導入端末に対応したEVAケースとすること。 ・スタンド機能を有すること。 ・ケースを取付したままでコネクタやカメラが利用可能であること。 |
| ハンドル・スタンド機能付き耐衝撃ケース | PDA-IPAD1617BK（同等品）20台 <ul style="list-style-type: none"> ・導入端末に対応した耐衝撃ケースとすること。 ・360度回転ハンドル、スタンド機能を有すること。 ・ケースを取付したままでコネクタやカメラが利用可能であること。 |
| 液晶保護フィルム | PCDK-01（同等品）220台 <ul style="list-style-type: none"> ・導入端末に対応した液晶保護フィルムとすること。 |

※L T E通信回線等「Iの6の(2)」がすべて利用可能な状態で納品すること。

※「II 全体構成」の設定が完了した状態で納品すること。

※ケース及び液晶保護フィルムはタブレットに取付して納品すること。